

第 4 4 1 回 ( 臨 時 ) 福 崎 町 議 会 会 議 録

平 成 2 3 年 1 1 月 2 8 日 ( 月 )

午 前 9 時 3 0 分 開 会

1 . 平 成 2 3 年 1 1 月 2 8 日、第 4 4 1 回 ( 臨 時 ) 福 崎 町 議 会 は、福 崎 町 役 場 に 招 集 さ れ た。

1 . 出 席 議 員 1 3 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸		
6 番	福 永 繁 一	1 4 番	吉 識 定 和
		1 6 番	松 岡 秀 人
8 番	難 波 靖 通		

1 . 欠 席 議 員 1 名

1 5 番 高 井 國 年

1 . 事 務 局 よ り 出 席 し た 職 員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 吉 識 功 二

1 . 説 明 の た め 出 席 し た 職 員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	中 島 勉
会 計 管 理 者	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	山 口 省 五
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	山 本 欽 也	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	後 藤 守 芳

1 . 議 事 日 程

- 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 第 2 会 期 の 決 定
- 第 3 諸 報 告
- 第 4 議 案 の 上 程 ・ 議 案 説 明
- 第 5 質 疑
- 第 6 討 論 ・ 採 決

1 . 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日 程 第 2	会 期 の 決 定
日 程 第 3	諸 報 告
日 程 第 4	議 案 の 上 程 ・ 議 案 説 明

- 日程第 5 質疑  
日程第 6 討論・採決

1. 議案件名

- 議案第 67号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
議案第 68号 平成 23 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
第 441 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。  
日ごとに冷気が加わり、寒さが厳しくなる今日このごろでございます。  
議員の皆様にはご健勝にて早朝からご参集を賜り、定刻に開会されますこと、まことにありがとうございます。  
さて、本臨時会に付議されます案件は、議案第 67 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、及び、議案第 68 号、平成 23 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）についての議案 2 件であります。  
何とぞ、議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。  
ただいまの出席議員数は 13 名でございます。  
定足数に達しております。  
よって、第 441 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。  
なお、本日の議会に高井議員より欠席の届け出が出ておりますので、報告しておきます。  
それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。  
会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により議長が指名をいたします。  
5 番、志水正幸議員  
12 番、富田昭市議員  
以上の両君をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。  
会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、本日 1 日間という結論を得ております。  
よって、本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

#### 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。  
第440回定例会以降、本日までの主要事項について、別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしく願いいたします。

#### 日程第4 議案の上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。  
議案第67号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、及び議案第68号、平成23年度福崎町一般会計補正予算(第2号)についてを一括議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 11月下旬ともなりますと、さすがに冷気が漂ってまいります。  
お忙しい中、第441回福崎町議会臨時会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

この議会には、議案第67号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてと、議案第68号、平成23年度福崎町一般会計補正予算(第2号)についての2件を上程いたしております。いずれも急を要するものでありますので、臨時議会を開かせていただいたわけでございます。詳しい説明は担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりましたので、これから詳細説明を求めてまいります。

それでは、議案第67号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、事務局より朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総務課 長 議案第67号について、説明を申し上げます。

この議案は、平成23年9月の人事院勧告に係るものです。本年の人事院の「給与勧告の骨子」につきましては、議案第67号資料の6ページにお示ししておりますので、ごらんください。

一つに、今回は期末勤勉手当の改定はありません。

二つ目に、公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差、0.23%を解消するため、月例給を引き下げますが、特に50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた引き下げとなっております。

三つ目には、給与構造改革における経過措置額、いわゆる現給保障額を平成24年度は2分の1(上限1万円)を減額し、平成25年4月1日には廃止するものです。これらの勧告を踏まえて条例改正をしようとするものです。

それでは、新旧対照表で説明をいたします。

1ページをお開きください。「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)」でございます。平成23年12月1日施行となります。

「別表第1（第7条関係）」は、行政職給料表を改めるもので、40歳代以上を念頭に、50歳代を中心とした引き下げとなっています。4ページまで続きます。

5ページをお開きください。「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条、第3条関係）」でございます。

附則第7号は、現給保障の職員給料も引き下げることとする規定であります。

第1号は、平成21年に現給保障の職員で、給料の減額改定対象職員であったものは、給料月額を100分の99.59から100分の99.1に改めます。つまり、0.41%から0.9%に引き下げ幅が大きくなります。

第2号は、当時減額改定対象職員でなかった職員に対する規定で、給料月額を100分の99.83から100分の99.34に改めます。削減幅が0.17%から0.66%に大きくなります。

附則第8号は、現給保障の額を平成24年4月1日からは半額を減じた額に、またその額が1万円を超える場合は1万円を減じた額にする改正です。また、平成25年4月1日からは現給保障の制度を廃止いたします。

なお、官民給与は4月時点で比較し均衡を図ることとされており、4月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る官民較差相当分を解消させる観点から、4月から11月までの給与と、6月期の期末勤勉手当を0.37%引き下げたものとして、12月の期末手当で調整いたします。

なお、今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、年間で約150万円の減額になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、議案第68号、平成23年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について、事務局より朗読いたします。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 議案第68号について、ご説明申し上げます。

平成23年度一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に1億3,350万円を追加し、補正後の予算総額を77億7,700万円とするものであります。

本補正予算の内容につきましては、9月上旬の台風12号に伴う豪雨により発生した農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧事業費であります。

それでは、第1表歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書に沿って説明をさせていただきますので、まず歳出の11、12ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

企画財政課長 以上、議案第68号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 以上で、提案議案に対する説明が終わりましたので、次の日程に進みます。

#### 日程第5 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

それでは、議案第67号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませぬか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第68号、平成23年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 議案の内容というのではないんですが、議案第68号資料の一番最後の5ページなんですが、これを見ますと、中国道から北側の同じような距離のところに災害箇所がずらっと発生してるんですが、これは雨が多かったからとか、何か理由があるんでしょうか。この辺のところはどうなんでしょう。同じような場所にずらっと並んで、中国道から南にはほとんどないと。南へ行けば行くほど、雨が集まって災害が起こると僕は思ったんやけども、これ何ででしょうね。わかってはったら。たまたまそうだったんだ言うんやったら、それでもいいんですけど。

まちづくり課長 まず今言われましたように、中国道から北に災害箇所が多いんですが、やはり地形的なもので、全般的には、中国道から北につきましてはほとんど河川ということになっておりまして、地形、雨量、そういったことで中国道から北に災害箇所が多いということで、南に関しましては、河川の状況、流れ、そういった状況から、河川については町の分につきましては、公共土木ではなかったということでございます。

1 1 番 質問するほうも、ちょっとわけわかってないのが現実なんですが、やっぱりね、この弱いところは今までずっと把握されてたのかどうか、それだけ教えてください。

まちづくり課長 現況を把握することに努めているんですが、それではその被災箇所、被災ということになれば、どの箇所が被災するというところまで想定はなかなかしにくいと。自然災害でということになりますので。日常的にできる限り、地元も含めて点検等はしているところでございます。

議 長 ほかにございませぬか。

1 0 番 説明資料の1ページで、産業課からの報告がありますけれども、同じ台風12号による被災ということでも国庫補助、それから国庫補助の対象外ということですが、この基準をお尋ねしたいと思うんですけれども。

産業課長 国庫災害と国庫災害以外とのことでございますけれども、国庫災害にかかる基準につきましては、農地等につきましては農地に、田んぼですね。水が張られまますけれども、水が流れ出て作物がつかれない状況であることということで、ただ単に畦畔が崩れたといっても、耕作に支障がなければ国庫災害には該当いたしません。また水路等につきましても、その水路に直接の影響がなければ国庫災害の対象とはならないというような諸条件がございます。

議 長 ほかにございませぬか。

1 2 番 このたびの補正につきましては、先ほど説明がありましたように1億3,350万円という形で計上をされております。そしてその内訳を見ますと、分担金といたしまして170万7,000円。これは受益者の分担金という形で説明があったわけでございますが、これはどの地域の何軒分の受益者になりますか。その辺の説明をお願いいたします。

企画財政課長 この分担金につきましては、議案資料1ページをごらんいただきますと、これは農地・農業用施設なんですが、この国庫補助に係る部分の事業費が対象となります。これに対しての国庫補助を除いた地方負担に対しての5%を見込んでおり

ます。箇所といたしましては17カ所分でございます。

- 1 2 番 それは先ほどの説明で聞きましたけれども、要するに受益者負担となりますと、個人の負担という形になるわけなんですね。それが何軒あるのかということを知りたいんです。

産業課長 この内容につきましては、議案第68号資料1ページにお示しをしておりますけれども、農地7カ所、それから農業用施設10カ所分でございます。

- 1 2 番 件数というのは、個人が負担するんですから、その個人が何人いるのかということを知りたいんです。

産業課長 今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど返答させていただきます。

- 1 2 番 それでは、このたびは1億3,350万円のうち8,870万円が分担金とか、あるいは国の補助金とか負担金として出ているわけなんですけれども、後は町債として4,480万円が計上されているわけなんですね。その分については、この9ページ、10ページに、農地農業用の施設の災害復旧事業という形で3,240万円、そして公共土木施設の災害復旧事業といたしましては1,240万円というふうに計上されているわけなんですけれども、10年以内という形で返していくわけなんですけれども、やはりこうなりますと、今は非常に経済的にも厳しい中でこういう災害とかいろんな問題が起きますと、すぐこのような形で町債を出すわけなんですけれども、その返済の計画についてはどのようにしていくのか、その辺の説明をお願いいたします。

企画財政課長 基本的に災害復旧事業債につきましては、政府系の資金が充当されます。これにつきましては10年間で償還するわけなんですけれども、補助事業に対する地方債につきましては、95%が後年度、普通交付税に算入されます。単独部分につきましては、その半分の47.5%が交付税に算入されながら、10年間で償還していくということになります。

- 1 2 番 ここ数年、税収もそんなにふえてないと思いますけれども、やはりそうなりますと、年々々々、未来に先送りするような、そういう公債になってくるのではないかなというふうな感じがするわけなんですけれども、今、日本全体におきまして1,000兆円という膨大な借金があるわけなんですけれども、国が700兆円ですか、それと地方が300兆円というような形で報道されておりますけれども、そういう中で、やはりなるべく各自治体においてもそのような公債を発行せずに、何とかやりくりしていきながらできないものかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

企画財政課長 こういった、突発的な災害復旧事業に対しての地方負担分を一般財源で賄うということにつきましては、その年度で、また数年の間でかなりの負担を伴うということと、地方債を充当することによりまして、後年度、普通交付税の見返りがあるということになりますけれども、当然その年度で地方負担するとなりますと、農地農業用施設につきましては、ほとんどが受益者に負担を求めなければならないということもございまして、そういったことを勘案いたしまして、より有利な地方債を充当しているということでございます。

- 1 2 番 ということは、やはり行く行くは住民に負担がかかってくるというふうに理解してよろしいんでしょうかね。

企画財政課長 財源措置としますと、先ほど申しましたように、元利償還金の95%は普通交付税に算入されていくということになります。もっと大きな枠で申ししますと、当然それが国の負担になりますので、それは国全体の税等で賄うということもございまして、基本的には財政運営の考え方といたしましては、より有利な形、後年度、町負担が少ないという形を選択すべきだと考えております。

議 長 ほかにございませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
以上で、議案に対する質疑を終結し、次の日程に進みます。

#### 日程第6 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。  
それでは、議案第67号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第67号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第68号、平成23年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第68号、平成23年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、第441回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて第441回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、第441回福崎町議会臨時会はこれにて閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、町長から提案のありました議案に対し、慎重審議をしていただき、適正妥当なる結論づけをいただきまして、まことにありがとうございました。

また、議事の運営につきましても格別のご協力をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

月がかわりますと定例会も控えております。皆様方におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますのご精励とご活躍をご祈念申し上げまして閉会のごあいさつといたします。

最後に町長からごあいさつをいただきたいと思います。

町 長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

大変お忙しい中、臨時議会にご臨席をいただき、提案いたしました二つの議案について慎重な審議の後、ご賛同いただきましたことは、大変うれしく思っております。いろいろ意見もちょうだいいたしておりますので、そうした事柄について十分運営に当たっては配慮しながら、決めていただいた内容を十分に執行していくために努力をしてまいりたいと考えております。

さて、私の任期もいよいよこれが最後かと思われます。しかし、努力をいたしまして、12月議会でもお出あいできるように全力を挙げ、頑張ってまいりたいと考えております。皆様方の温かいご支援をよろしくお願い申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

議 長 これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時03分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成 23 年 11 月 28 日

福崎町議会議長 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 志 水 正 幸

福崎町議会議員 富 田 昭 市